

# 教育委員会提出議案

## 第 14 号議案

区立小中学校職員旅費支給規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 1 3 日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

区立小中学校職員旅費支給規程の一部を改正する訓令

区立小中学校職員旅費支給規程（平成 2 0 年教育委員会訓令甲第 4 号）の一部を次のように改正する。

本則中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

（説 明）

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）等の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務制の導入等に伴う所要の改正を行うため、本案を提出いたします。

区立小中学校職員旅費支給規程（平成20年教育委員会訓令甲第 4 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○区立小中学校職員旅費支給規程</p> <p>豊島区立学校設置条例（昭和39年豊島区条例第13号）に規定する学校に勤務する職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員）のうち、常勤の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する職員の旅費を、市町村立学校職員給与負担法第1条及び職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号）の規定に基づき、支給するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、<u>平成20年</u> 4月1日から適用する。</p>	<p>○区立小中学校職員旅費支給規程</p> <p>豊島区立学校設置条例（昭和39年豊島区条例第13号）に規定する学校に勤務する職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員）のうち、常勤の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する職員の旅費を、市町村立学校職員給与負担法第1条及び職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号）の規定に基づき、支給するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、<u>令和5年</u> 4月1日から適用する。</p>

○区立小中学校職員旅費支給規程

平成20年3月26日

教育委員会訓令甲第4号

改正 令和5年 月 日教育委員会訓令甲第 号

教育委員会事務局

区立小学校・中学校

豊島区立学校設置条例（昭和39年豊島区条例第13号）に規定する学校に勤務する職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員）のうち、常勤の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する職員の旅費を、市町村立学校職員給与負担法第1条及び職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号）の規定に基づき、支給するものとする。

（令和5年 月 日教育委員会訓令甲第 号・一部改正）

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から適用する。